

"認定特定非営利活動法人を目指しています"

- **認定NPO法人とは** 認定特定非営利活動法人は、所轄庁(都道府県・政令市)から「その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する」と認定を受けたNPO法人です。
公益性や透明性、社会的信頼性が高く、寄付促進税制等の優遇税制も対象となります。

● 認定要件

パブリックサポートテスト(PST)抜粋	
● 相対値基準 収入金額に占める寄付金の割合が20%以上である	(何れか適・非)
● 絶対値基準 年3,000円以上の寄付者の割合が平均100人以上である	
● 条例個別指定 都道府県又は市町村の条例による個別指定を受けている。	

- ① **パブリックサポートテスト(PST)をクリアしていること**
賛助会員の年会費は認定基準上、寄付金にカウントされます。
- ② **メインとする活動が「共益的な活動」の占める割合が50%未満であること**
- ③ **運営組織及び経理が適当であること**
- ④ **事業内容が適切であること**
- ⑤ **情報公開を適切に行なっていること**
- ⑥ **法令違反、不正行為、公益に反する事実がないこと**
- ⑦ **設立から1年を超える期間が経過していること**



● 寄付者の税制優遇

個人	所得税(国税)の計算において、寄附金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。
法人	法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。 なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。
相続財産を 寄付した相続人	相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人(特例認定NPO法人は適用されません)に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。その他、詳しくはお問い合わせください。